

平成30～32年度(第7期)の介護保険料について

平成30年度から第7期剣淵町介護保険事業計画がスタートしました。

第7期における第1号被保険者の介護保険料の基準額を算出すると、第6期の基準月額5,100円から500円増の基準月額5,600円になります。平成30年度は第1段階の方を対象に軽減率を設け、低所得者の保険料負担に配慮し、平成31年度からはさらに拡大し、第1～3段階の方を対象に軽減強化を行う予定です。

なお、平成30年度の第1号被保険者介護保険料は、本人・世帯員の所得や課税状況などに応じ決定し、7月に個別にお知らせします。

	平成30年度	平成31・32年度	対象者
段階	月額保険料 〔年額保険料〕 (軽減後月額保険料) 〈軽減後年額保険料〉 基準額に対する割合 (軽減後)	月額保険料 〔年額保険料〕 (軽減後月額保険料) 〈軽減後年額保険料〉 基準額に対する割合 (軽減後)	
第1段階	2,800円 〔33,600円〕 (2,520円) 〈30,240円〉 0.50 (0.45)	2,800円 〔33,600円〕 (1,680円) 〈20,160円〉 0.50 (0.3)	生活保護受給者または世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者、または世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下
第2段階	4,200円 〔50,400円〕 0.75	4,200円 〔50,400円〕 (2,800円) 〈33,600円〉 0.75 (0.5)	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下
第3段階	4,200円 〔50,400円〕 0.75	4,200円 〔50,400円〕 (3,920円) 〈47,040円〉 0.75 (0.7)	世帯全員が町民税非課税で、前年合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える
第4段階	5,040円〔60,480円〕 0.90		本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円以下
第5段階 (基準)	5,600円〔67,200円〕 1.00		本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額+課税年金収入額80万円を超える
第6段階	6,720円〔80,640円〕 1.20		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円未満
第7段階	7,280円〔87,360円〕 1.30		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	8,400円〔100,800円〕 1.50		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上300万円未満
第9段階	9,520円〔114,240円〕 1.70		本人が町民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上

※消費税増税時の保険料については、国の介護保険制度にあわせて変更します。

◇お問い合わせ先◇ 健康福祉課福祉介護グループ(電話 34-3955)